

地方自治法および地方公務員法等の改正状況について

○指定管理者制度（地方自治法の一部を改正する法律 公布：H15.6.13 施行：H15.9.2）

公の施設の管理は、これまで外部委託する場合は、公共団体、公共的団体または出資法人（外郭団体）に限定されていたが、地方自治法の改正により法人その他の団体で自治体が指定するもの（指定管理者）に行わせることができ、広く民間事業者等もその対象となった。

現在管理委託している施設については、施行日より3年間の経過措置が設けられており、平成18年9月1日までに指定管理者制度を導入する必要がある。

【本県の状況】

平成16年5月末現在、公の施設は73施設あり、そのうち管理委託を行っている施設は36施設あるが、今後、施設毎に制度の導入方法等を検討することとなっている。

○地方独立行政法人制度（地方独立行政法人法 公布：H15.7.16 施行：H16.4.1）

本制度は、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自立かつ弾力的な業務運営を行うとともに、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的として、制定された制度である。地方独立行政法人の設立は、各地方公共団体の自主的な判断によるものであるが、導入にあたっては、民間譲渡の可能性や指定管理者制度の活用等と比較検討する必要がある。

なお、地方独立行政法人の対象業務としては、試験研究、大学の設置・管理、公営企業相当事業の経営、社会福祉事業の経営等である。

【本県の状況】

平成15年9月に「福井県立大学あり方検討懇話会」を立ち上げ、県立大学の公立大学法人化など、今後のあり方を検討中であり、平成16年5月31日には、中間報告書を公表している。

○条例による事務処理の特例による市町村への事務移譲

（地方自治法の一部を改正する法律 公布：H16.5.26 施行：公布の日から6月以内）

平成12年4月における地方自治法の改正により、都道府県から市町村への地域の実情に応じた事務の移譲を進めるため、従来の地方自治法に基づく都道府県知事から市町村町への機関委任事務を廃止し、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例の定めるところにより、市町村が事務を処理することとする制度を設けている。

さらに、今回、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」「市町村の長による要請があったときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。」とする規定を追加し、市町村から都道府県に対して条例を定めることを要請できることとした。

【本県の状況】

平成12年4月1日に、「福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を制定し、市町村への事務移譲を推進している。平成16年4月1日現在、屋外広告物の許可や有害鳥獣の捕獲許可等25事務237項目を市町村へ移譲している。

○地方公務員の任用・勤務形態の多様化等

(地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を一部改正する法律

公布:H16.6.9)

任用・勤務形態の多様化(施行:公布の日から3月以内)

地方公共団体がそれぞれの地域課題に適切対処することを容易にするとともに、多様な人材が公務に参加しやすい環境を整え、住民福祉の向上に資することができることを目的に、以下のような任用・勤務形態を設けた。

・任期付採用の拡大

現行の専門的知識経験等を有する者の任期付採用に加え、以下の場合に、任期付き採用を可能にする。また、任期は、3年(特に必要と認める場合は、5年)を限度とする。

- ・一定期間内に業務終了が見込まれる場合
- ・一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合

・任期付短時間勤務職員

本格的業務に従事することができる短時間勤務職員を任期を定めて採用できる。また、任期は、3年(特に必要と認める場合は、5年)を限度とする。

- ・一定期間内に業務終了が見込まれる場合
- ・一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合
- ・対住民サービスを向上する場合
- ・部分休業を取得した職員に代替する場合

・修学部分休業

大学その他の条例で定める教育施設で学ぶ場合、以下の条件で勤務時間を短縮できる。

- ・休業時間 1週間当たり20時間まで
- ・給料 休業時間分は減額

・高齢者部分休業

定年退職5年前から定年退職までの間、以下の条件で勤務時間を短縮できる。

- ・休業時間 1週間当たり20時間まで
- ・給料 休業時間分は減額

計画的な人材の確保(施行:H17.4.1)

「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。」という規定を追加し、研修に関する基本的な方針の策定を法律上明確化した。

人事行政運営における公正性・透明性の確保(施行:H17.4.1)

地方公共団体の長は、職員の任用、給与、服務、勤務成績の評定等の状況を、毎年住民に公表し、人事委員会・公平委員会は、給与に関する勧告、競争試験等の業務状況を地方公共団体の長を通じ、毎年住民に公表しなければならない旨の規定を追加し、地方公共団体の人事行政運営における公正性・透明性を確保することとした。

【本県の状況】

任期付採用の拡大等任用・勤務形態の多様化に関する制度については、導入の可否およびその時期等を検討中である。

研修に関する基本的な方針については、平成11年2月に「福井県職員の人材育成に関する基本方針」を策定しているが、新たな人材育成プランの策定を検討中である。